町の税金が「スマートフォン決済アプリ」 でも納められるようになります。

令和4年4月1日以降に町で発行した納付書から納付が可能です。 コンビニや銀行に出向かなくてもお支払いができます。

介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、町営住宅使用料は納付できません。

税目等	利用可能なスマートフォン決裁アプリの 概要やダウンロードはこちらから		
町県民税	PayPay	P	
固定資産税	LINEPay	Pay	
軽自動車税	PayB	PayB	
国民健康保険税 (普通徴収)	支払秘書	WALLET	

スマートフォン決済アプリの手順

- ① スマートフォンでアプリをインストール
- ② アプリを起動
- ③ アプリ内で納付書のバーコードを読み取ってお支払い



ご利用にあたっての注意点

- ・領収書が発行されないため、領収書が必要な場合は窓口での納付が必要です。
- ・スマートフォン決済した場合、軽自動車の車検用納税証明書が必要な場合は、役場税務課 窓口で交付申請が必要になります。
- ・アプリのインストール等については自己責任で行ってください。納付サイトが利用できない場合は、金融機関等の窓口で納付してください。納付サイトが利用できず納期限内に納付できなかったとしても、町では責任を負いません。

その他、スマートフォン決裁アプリ納付についての詳細は Q&A をご覧ください。

お問い合わせ 大郷町税務課 ☎022-359-5505